

新	旧
<p>(役員)</p> <p>第6条 本連盟には、次の役員を置くものとする。</p> <p>(1) 理事：18名以内 (うち会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長3名以内とする)</p> <p>(2) 名誉会長・顧問・参与・アドバイザーを、置くことができる。</p> <p>2 理事は、総会で選任する。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第7条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>5 理事は、理事会を組織して本連盟の業務を決議し執行する。</p> <p>(役員の任期及び定年制)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>4 副会長・理事長及び各専門部会長の任期は、原則として4期8年以内とする。</p> <p>(専門部)</p> <p>第13条 本連盟は、次の専門部会を置く。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(4) 規律部 規律に関する業務の処理</p> <p>(5) 登録チーム・選手減少対策部 登録チーム及び選手数の減少対策を講じる</p> <p>2 本連盟は、必要によりその他の専門部を置くことができる。</p> <p>3 各専門部は、副部長を置くことができる。</p>	<p>(役員)</p> <p>第6条 本連盟には、次の役員を置くものとする。</p> <p>(1) 理事：18名以内 (うち会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長3名以内とする)</p> <p>(2) 監事：2名</p> <p>(3) 名誉会長・顧問・参与・アドバイザーを、置くことができる。</p> <p>2 理事及び監事は、総会で選任する。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第7条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>5 理事は、理事会を組織して本連盟の業務を決議し執行する。</p> <p>6 監事は、当連盟会計業務を監査する。</p> <p>(役員の任期及び定年制)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>4 副会長・理事長及び各専門部会長の任期は、原則として4期8年以内とする。</p> <p>5 監事の任期は、4期8年以内とする。</p> <p>(専門部)</p> <p>第13条 本連盟は、次の専門部会を置く。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(4) 規律・フェアプレー部 規律に関する業務の処理</p> <p>(5) 登録チーム・選手減少対策部 登録チーム及び選手数の減少対策を講じる</p> <p>2 本連盟は、必要によりその他の専門部を置くことができる。</p> <p>3 本連盟の各専門部に関する規定は、別に定める。</p> <p>4 各専門部は、副部長を置くことができる。</p>

(新規加盟登録)

第14条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』により、**連盟**総務部へ新規加盟登録申請書を提出し、理事会で審査を受け、総会で承認されなければならない。

(継続加盟登録)

第15条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』より、継続加盟登録申請書を**連盟**総務部へ提出し、理事会で審査を受け、承認されなければならない。

(会計)

第16条 本連盟の経費は、次の収入をもって当たる。

(1) 加盟費

・
・

2 本連盟の会計年度は、**2**月1日から翌年度**1**月末日までの1年間とする。

(新規加盟登録)

第14条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』により、総務部へ新規加盟申請書を提出し、理事会で審査を受け、総会で承認されなければならない。

(継続加盟登録)

第15条 『新潟県社会人サッカー連盟加盟要則』より、継続加盟申請書を総務部へ提出し、理事会で審査を受け、承認されなければならない。

(会計)

第16条 本連盟の経費は、次の収入をもって当たる。

(1) 加盟費

・
・

2 本連盟の会計年度は、**3**月1日から翌年度**2**月末日までの1年間とする。